

③サハロフ憲法草案（一次案）

ヨーロッパ=アジア・ソビエト共和国同盟憲法

（下線や括弧内記述は公表案との対比メモ）

Конституционные идеи Андрея Сахарова; Сборник, Сост. Л.М.Баткин, М., 1990.

1. ヨーロッパ・アジアソビエト同盟（略称：ヨーロッパ・アジア同盟、ソビエト同盟）は、ヨーロッパとアジアの主権共和国（国家）の自発的な結合体である。
2. ヨーロッパ・アジアソビエト共和国同盟およびその権力機関の人民の目的は、人種、民族的帰属、性、年齢および社会的地位のいかんにかかわらず、諸国の市民および地球上のすべての人々にとって、文字どおりの幸福な生活、物質的および精神的自由、福祉、平和ならびに安全である。
3. ヨーロッパ・アジア同盟は、自己の発展を、ヨーロッパとアジアおよび全人類、すべての人種と民族の道徳的、文化的伝統に依拠する。
4. 同盟は、権力機関と市民の名において、全世界の平和の維持、生活環境の保全、地球規模での人類の存在と生存の内外の諸条件の保全、全世界での調和のとれた経済的、社会的および政治的発展に努める。人類の生存のグローバルな目的は、あらゆる地域的、国家的、民族的、階級的、党派的、集団的および個人的な目的に優先する。長期的展望においては、同盟は、権力機関および市民の名において、グローバルな問題および国内問題の唯一の根本的な可決と同様に、社会主義体制と資本主義体制の将来的な、多元主義的な接近に努める。展望される収斂の政治的表現は、世界政府の樹立てなければならない。
5. すべての人は、生命、自由および幸福にたいする権利を有する。市民および国家の目的および義務は、個人の社会的、経済的および市民的権利の保障である。個人の権利の実現は、他人の権利、社会全体の利益に反してはならない。市民および施設は、同盟および共和国の法律、ならびに国際連合の世界人権宣言の諸原則にしたがって行動する義務を負う。国際連合の人権条約を含むソ連および同盟が署名した国際法および国際協定、ならびに同盟の憲法は、同盟の領域内において直接効力を有し、同盟および共和国の法律に優先する。
6. 同盟の憲法は、市民的人権—信条の自由、言論および情報交換の自由、宗教の自由、結社、集会、示威行動の自由、出国および帰国の自由、外国旅行の自由、居住、労働および勉学の地の選択の自由、住居の不可侵、恣意的な拘束、医学的な必要を理由としない精神病棟への入院措置からの自由を保障する。何人も、信条に関連する行為につき、暴力行為、暴力行為の煽動、その他の他人の権利の制限および国家反逆にかかるものでない場合には、その刑罰または行政罰を受けることはない。（2項はない）

7. 社会に政治的、文化的およびイデオロギー的生活の基礎は、多元主義と寛容である。
8. 何人も、拷問および虐待を受けることはない。平時においては、同盟では死刑は全面的にこれを禁止する。(2項はない)
9. 無罪推定の原則は、すべての市民のあらゆる起訴事案の裁判審理の基礎である。何人も、いかなる組織におけるいかなる名称および身分であれそれを失うことなく、または、裁判所の判決が効力を有する前に犯罪の実行につき有罪となることはない。
10. 同盟の領域においては、民族的帰属、宗教もしくは政治上の信条、前科の有無の別により、または（直接的な反証がない場合には）性、年齢、健康状態、前科の有無を理由とした、仕事(職業?)、労働報酬および就労、学校への入学および学修の諸問題での差別は、これを禁止する。
11. 同盟の領域においては、性、民族的帰属、宗教上または政治的信条、年齢および健康状態、前科の有無の別により、住居の提供、医療サービスの問題およびその他の社会問題における差別を禁止する。(公表案では10項の②項に移動。以降の項番号はずれる)
12. 何人も貧困な生活を強いられない。老齢年金、ならびに戦争傷痍年金、労働および児童年金は、基準生活水準を下回ることはない。財政支援およびその他の社会的支援は、すべての社会成員の生活水準が最低生活水準を下回らないようこれを保障しなければならない。市民の医療サービスおよび教育システムは、社会的公正、財産状態、居住地および勤務地のいかんにかかわらずすべての人が低額で十分な医療サービス（無料および有料）、休息ならびに教育の機会の保障という原則にもとづいて打ち立てられる。
- ② 同時に、有料の高度の医療サービスのシステムおよび競争に基づいてより高度の一般教育レベルを保障する競争的教育システムの存在も認められる。
13. 同盟は、いかなる領土拡張、侵略およびメシア主義の目的をもたない。軍は、防衛的十分性（？）の原則にしたがって構築する。(公表案では訳しわすれている?)
14. 同盟は、核兵器の先制使用の原理的否定を確認する。あらゆるタイプおよび名称の核兵器は、敵国の核兵器の使用計画についての信頼にたる情報があり、紛争解決の他の手段が尽きた場合に、国軍の最高司令官の承認がある場合にのみその使用を限るものとする。最高司令官は、誤認による核攻撃をチェックし、特に、誤認によって発射された飛行中の大陸間弾道弾（公表案には、「およびその他の核攻撃手段」を加筆）を破壊する権利を有する。
- ② 核兵器は、敵国の核攻撃の防止の手段としてのみ存在する。同盟の長期的な政治目標は、通常兵器が対等な水準にある場合（公表案では「地域紛争の解決の場合で、かつ不信と緊張を招くあらゆる要因が全般的に緩和される場合」が加筆）に、核兵器および他の大量破壊兵器の完全な廃絶と禁止である。
15. 同盟においては、あらゆる形態の社会および国家の秘密秩序維持機関の活動はこれを禁止する。国外における秘密行動は、情報諜報機関の任務に限定される。秘密政治活動、

破壊活動、デマ活動、テロリスト活動の支援および参加、密輸および麻薬取引への参加、ならびにその他の違法行為への参加は、これを禁止する。

16. 共和国各民族の基本的で優先的な権利は、自決権である。

17. ヨーロッパ・アジアソビエト共和国同盟への共和国の編入は、共和国の住民の意思にしたがい、共和国の最高立法機関の決定により、同盟条約にもとづいてこれを行う。

② 当該共和国の同盟への加盟の追加的条件は、共和国の住民の意思にしたがい特別の議定書によって形成される。同盟憲法は、共和国以外のいかなる民族・地域単位も予定していないが、共和国は、これを個々の行政・経済地区に区分することができる。

③ 共和国の同盟への参加の決定は、同盟結成大会または同盟人民代議員大会によってこれを採択する。

18. 共和国は、同盟から脱退する権利を有する。共和国の同盟からの脱退の決定は、共和国が同盟に加盟して1年以上経過した後に、共和国におけるレフェレンダムにしたがい共和国最高立法機関がこれを採択する。

② 共和国は、同盟からこれを除名することができる。共和国の同盟からの除名は、共和国が同盟に加盟して3年後以降に、同盟人民代議員大会が、同盟の国民の意思にしたがい、3分の2以上の多数によってこれを決定する。

19. 同盟に加盟する共和国は、共和国憲法とともに、共和国領域内で効力を有する基本法である同盟憲法を承認する(受け入れる)。各共和国は、外交および国防の基本的任務の行使を中央政府に移譲する。列挙されたすべての共和国に共通する同盟加入条件以外に、個々の共和国は、その他の機能を中央政府に移譲し、また、管理機関を他の共和国と完全にまたは部分的に統合することができる。当該共和国のこれらの同盟加入の追加的条件は、同盟条約の議定書に明記されなければならず、共和国の領域内でのレフェレンダムによらなければならない。

② 共和国同盟の国籍とともに、各共和国の国籍を定めることができる。

20. 外国の攻撃からの国の防衛は、同盟の法律にもとづいて形成される国防軍がこれに責任を負う。特別議定書にしたがい、共和国軍または個別部隊をもつことができ、これらの軍または部隊は各共和国の住民から組織され、その共和国の領域内に配備される。共和国軍および単位部隊は、同盟軍に編入され、単一の指揮の下に置かれる。同盟軍のすべての武器、軍服、食糧の供給は、同盟予算により集権的に行われる。

21. 共和国は、同盟通貨システムとともに共和国通貨システムをもつことができる。同盟通貨法は、同盟管轄のすべての機関で義務的であり、すべての他の機関においても施行することができる。同盟中央銀行のみが、同盟および共和国の通貨法の制定および廃止を行う権利を有する。

22. 共和国は、特別議定書に違反しないかぎり、完全に経済的自立性を有する。経済活動および建設事業にかかるすべての決定は、中央政府に移譲された機能に関係する活動

および建設事業をのぞき、共和国の関係機関がこれを決定する。同盟的意義を有するいかなる建設事業といえども、共和国の管理機関の決定なしにこれに着手することはできない。共和国の領域内における企業および住民からの税およびその他の金銭収入は、共和国予算に組み入れる。中央政府に移譲される機能を遂行するために、特別議定書に定める条件にもとづき、同盟予算委員会が定める額が共和国予算から同盟予算に組み入れられる。

② 金銭収入の残余部分は、共和国政府が完全にこれを処分する。

③ 共和国は、外国のパートナーとの直接的な通商関係および合弁企業の組織を含め、直接の国際的な経済関係を樹立する権利を有する。関税規則は、全同盟的なものである。

23. 共和国は、独自の、共和国政府に従属しない法〔権利〕保護機関（警察、内務省、感化システム、検察機関、裁判システム）を有する。しかし、共和国においてなされる裁判所の決定ならびに刑事事件および民事事件の判決は、破棄手続きにより同盟最高裁判所に申し立てることができる（公表案では削除）。刑事事件の判決は、同盟大統領または同盟人民代議員大会幹部会（後者は、公表案では削除）が特赦手続きによりこれを取り消すことができる。共和国の領域内においては、同盟の法律が、また同盟の最高立法機関が承認する場合には共和国の法律が、効力を有する。

24. 各共和国の領域においては、共和国の名称に定められた民族の言語は、国語である。共和国の名称に二つまたはそれ以上の民族の名が定められている場合には、その共和国においては、二つまたはそれ以上の言語が国語として使用される。同盟のすべての共和国において、ロシア語が共和国間関係の公用語となる。ロシア語は、同盟の管轄するすべての施設および企業において、各共和国の国語と対等である。民族間関係において使用される言語は、憲法上は規定されない。ロシアの共和国において、ロシア語は、共和国の国語であると同時に共和国間関係において使用される言語である。

25. ヨーロッパおよびアジアソビエト共和国同盟の第一義的な構成部分は、同盟構成共和国および自治共和国、旧ソビエト社会主义共和国連邦の民族自治州および民族管区である。旧ロシア連邦共和国は、ロシア共和国および一連のその他の共和国を構成する。ロシアは、4つの経済地区-ヨーロッパ・ロシア、ウラル、西シベリア、東シベリアに区分される。各経済地区は、完全な経済的独立性および特別の議定書にしたがい一連のその他の機能における独立性を有する。

26. 共和国間の国境は、同盟創設後10年間はこれを変更することはできない。その後の共和国間の国境の変更、共和国の統合、共和国の分割は、共和国の住民の意思および民族自決原則にしたがい、中央政府の参加の下に平和的な交渉過程をつうじて行われる。

27. 同盟の中央政府は、同盟の首都（主都市）に置かれる。それぞれの共和国の首都は、ロシアの首都を含め、同時に同盟の首都とすることはできない。

28. 同盟の中央政府は以下の機関からなる。

1) 同盟人民代議員大会

2) 同盟大臣会議

3) 同盟最高裁判所

② 同盟中央政府の長は、ヨーロッパ・アジアソビエト共和国同盟大統領である。中央政府は、いかなる政党の指導機関ともそれを分有することなく、国内において全権的な最高権力を保持する。

29. 同盟人民代議員大会は、2院からなる。

② 第1院、あるいは共和国院 (1000人(750?))の代議員 は、概ね等しい選挙人の数からなる選挙区から1人の代議員を選ぶ地域原則にしたがって選出される。第2院、あるいは民族院は、民族的指標にしたがって選出される。固有の言語を有する各民族単位の選挙人は、一定数の代議員を、すなわち当該民族の選挙人 60万人(50万人?)につき1人の代議員、当該民族単位の追加的な2人の代議員を選出する。この共通の割当は、複数定数区の統合ごとに配分される。両院の選挙は、選択原則による普通、直接選挙であり、5年任期で行われる。

③ 両院は、合同で会議をもつ。しかし、大会の議事規則が定める一連の場合には、個別の会議をもつ。この場合、法律または決定の採択のためには、両院の決定が必要である。

30. ヨーロッパ・アジアソビエト共和国同盟の人民代議員大会は、国の最高立法権力を有する。同盟の法律は、憲法規定に抵触することなく、各院の議員総数の単純多数決で採択され、憲法をのぞく、同盟的意義を有するすべての法的アクトにたいして優先権をもつ。

② ヨーロッパ・アジアソビエト共和国同盟憲法 および憲法に抵触する同盟の法律、ならびにその他の憲法の条文の改正は、大会の各院の議員総数の3分の2以上の特別多数決による場合にこれを採択することができる。このようにして採択された決定は、同盟的意義を有するすべての法的アクトにたいして優先権をもつ。

31. 大会は、同盟予算委員会の報告を活用して、同盟の予算およびその修正を審議する。大会は同盟の最高役職者を承認する。大会は、一回限りの任務の遂行、とくに法案の準備および紛争的状況の審議のために特別委員会を指名する。大会は、国の発展計画の作成、予算編成、執行機関の活動の恒常的監督のために常任委員会を任命する。大会は、中央銀行の活動を監督する。同盟および共和国の流通貨幣の不均衡な発行および停止は、大会の承認によってのみこれを行うことができる。

32. 大会は、その構成員のなかから幹部会を選出する。大会幹部会員は、大会の議長を務め、大会、その〔常任〕委員会（および特別委員会）の活動を保障する組織的機能を果たす。幹部会は特赦の（を行う？）権利を有する。幹部会員は、その他の機能を有せず、同盟および共和国の政府、政党においていかなる指導的地位にもつくことはできない。

33. 同盟大臣会議は、外務省、国防省、防衛産業省、財務省、同盟的意義を有する交通省、同盟的意義を有する通信省、ならびに同盟条約に付された特別議定書にしたがい個々の共和国により中央師府に移譲された機能を遂行のためにその他の省が含まれる（省では

なく大臣とあるべきところ)。

② 外務大臣および国防大臣をのぞき、すべての大臣の推薦は、大臣会議議長が提案し、大会がこれを承認する。同じ手続きで大臣会議付置の委員会の長が任命される。

3 4. 同盟最高裁判所は、以下の4つの部〔院〕を有する

- 1) 刑事部
- 2) 民事部
- 3) 仲裁部
- 4) 憲法裁判所

② 各部の長は、同盟人民代議員大会が複数候補者のなかからこれを選ぶ。

(公表案にある3項はない)

3 5. ヨーロッパ・アジアソビエト共和国同盟大統領は、5年任期で、直接・普通選挙をつうじて競争原理にもとづき選挙される。選挙の前に、各大統領候補者は、いっしょに投票に付される副大統領を指名する。

② 大統領は、いかなる政党であれ、その指導的役職のポストを兼務することはできない。大統領は、同盟の領域内で実施されるレフェレンダムにしたがいその職を解任されることがある。その解任決定は、同盟人民代議員大会が、その代議員総数の3分の2以上の多数決によって採択されなければならない。レフェレンダムの実施にかんする投票は、60人以上の代議員の要求にしたがって行われる。大統領の死去または解任の場合、あるいは病気またはその他の理由により職務を履行することが不可能となった場合、その権限は副大統領に移譲される。

3 6. 大統領は、国際的な交渉および儀典において同盟を代表する。大統領は、同盟軍の最高司令官である。大統領は、大会に対し同盟大臣会議議長ならびに外務大臣および国防大臣の候補者の承認を求める。大統領は、同盟法律についての立法発議権を有し、人民代議員大会がその代議員の名簿総数の3分の2未満の賛成で採択された任意の法律および決定にたいする拒否権を有する。(公表案では再投票等の記述はない)

3 7. 同盟の経済構造は、生産用具および手段、あらゆる種類の工業および農業技術、生産設備、道路およびマスメディアのそれを含む通信情報手段、住宅を含む消費材、著作権および発明権を含む知的財産権にたいする国家的(共和国または同盟の)、協同組合的、株式会社的および私的(個人的)所有の複数主義的な結合にもとづく。(公表案ではこの後に記述あり)

3 8. 土地、地下資源および水資源は、共和国およびその地域に居住する国民(公表案には括弧内に「諸民族」の記述)の財産である。土地は、相続人なしに直接に、無期限に、私人、ならびに国家組織および協同組合組織に、共和国予算に組み込まれる土地税を支払って、これに移譲することができる。私人のために、土地の保有を子および近親者に相続する権利が保証される。保有を許されている土地は、保有者が希望する場合、あるいはそ

の土地利用規則の違反がある場合、または各共和国の立法機関の決定により国家による土地利用が必要となる場合、この場合は補償金の支払いをともない、こうした場合にかぎつて共和国に返却することになる。

(公表案では、この後に39として土地所有および販売の規定あり)

39. 法律に違反することなく作り、獲得しまたは相続したひとりの人に属する私的財産の規模（量）は、これを制限されない（公表案の「土地を除く」の記述なし）。その相続人が制限されることなく居住する権利を保証された私的財産である家屋および（住居（部屋）、ならびにあらゆる生産用具および手段、消費財、金券および株式を制約されることなく相続する権利は、これを保障される。知的財産権の相続権は、各共和国の法律によってこれを定める。

40. すべての人は、自己の判断により、肉体的および知的な労働能力を發揮する権利を有する。

41. 私人、協同組合、株式会社および国有企業は、労働法にしたがい、従業員を制約されることなく採用する権利を有する。

42. 国有、協同組合、アレンダおよび私有の企業ならびに私人は、水資源およびその他の再利用可能な（？）資源の利用にたいし、共和国予算の税を課せられる。再利用不能な資源の利用は、共和国予算への支払いを課せられる。

43. いかなる所有形態にある企業も、平等の経済的、社会的および法的条件におかれ、税金を除いて、その収入の配分および利用において、さらには、生産計画、生産品目および生産物の販売において、原料、調達、半製品および製品一式の供給において、要員問題、賃金率において、平等かつ完全な独立の権利を有し、実際の利益の35%を超えない範囲で単一の税金を課せられ、その活動の環境保護および社会的影響にたいする物的責任を等しく負う。

45. 工業および農業における生産物の管理、供給および販売は、同盟的意義を有する企業および機関をのぞき、直接的生産者の利益のために、彼らによる生産物の管理、供給および販売の機関にもとづいてこれを行う。

46. 同盟における経済的規制の原則は、市場および競争の原理である。経済の国家的規制は、国有企業の経済的活動をとおして、また市場、複数主義的な競争および社会的公正の原理の法的支援によりこれを行う。